

# 「日本風景街道 熊野」推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は「日本風景街道 熊野」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 紀南地域の魅力を「みち」でつなぎ、更には面的な広がりのある地域住民の協働の取り組みを一層推進するために、国土交通省の施策である「日本風景街道」の取り組みとも連携を図り、紀南地方の固有の資産と道の機能を活用しつつ、地域が主体となって楽しくまた息の長い取り組みを通じ「訪れる人」と「迎える人」との交流による「美しいみちづくり」と「地域づくり」を推進することを目的に、本会を設置する。

(組織)

第3条 「協議会」は「推進会議」、「活動部会」及び「行政連絡会議」をもって構成する。

2 「協議会」の会長は、「推進会議」の会長が務めるものとする。

3 「推進会議」の構成

① 「推進会議」は、会長、副会長、「活動部会」の部会長、顧問、会計、会計監査、学識経験者、有識者、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県により構成するものとし、構成員は「別表－1」のとおりとする。

② 会長は、「推進会議」において「協議会」の活動団体として登録された団体（「以下「活動団体」という。）から選定する。

③ 副会長、顧問、会計、会計監査は、会長が任命する。

④ 会長は、「推進会議」を代表し、会務を統括する。

⑤ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

⑥ 顧問は、相談を受け、意見を述べたり、助言を行うものとする。

⑦ 会長、副会長、顧問、会計、会計監査の任期は、原則1年とし再任を妨げない。

4 「活動部会」の構成

① 「活動部会」は「環境部会」「景観部会」「観光部会」及び「歴史・ジオ部会」により構成するものとする。ただし、活動過程において統合並びに分割を行った方が効率的かつ効果的と判断される場合は、「推進会議」の承認を得て統合並びに分割を行うことができるものとする。

② 「活動団体」は、いずれかの「活動部会」に所属するものとし、複数の「活動部会」への所属を妨げない。

③ 所属する「活動部会」は「活動団体」の申告によるものとする。

④ 各「活動部会」に部会長及び副部会長をおくものとする。

⑤ 部会長は各「活動部会」に所属する「活動団体」の互選により選出する。

⑥ 副部会長は、部会長が任命する。

⑦ 部会長は、「活動部会」を代表し、会務を統括する。

⑧ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

## 5 「行政連絡会議」の構成

「行政連絡会議」は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所、和歌山県及び「活動団体」が活動を行う対象地域となる市町村（美浜町、日高川町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市及び北山村）により構成する。

### （「推進会議」の役割）

第4条 「推進会議」は次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ① 「日本風景街道 熊野」推進のための企画・立案等の基本方針の策定に関すること。
- ② 「活動部会」の活動計画の推進等に関する必要な提言・助言等に関すること。
- ③ 活動団体の参加及び退会に関すること。
- ④ 予算及び決算に関すること。
- ⑤ その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

### （「活動部会」の役割）

第5条 「活動部会」は、次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ① 各「活動部会」の活動を推進するための企画・立案及び実施に関すること。
- ② 各「活動部会」に所属する「活動団体」の連携並びに情報の共有化に関すること。
- ③ 各「活動部会」は、所属する「活動団体」の活動促進を図るうえで必要とするアドバイザリー等の支援並びに助言等を「推進会議」事務局へ要請できるものとする。
- ④ 各「活動部会」は、活動状況等について「推進会議」に報告するものとする。

### （「行政連絡会議」の役割）

第6条 「行政連絡会議」は、次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ① 「活動団体」からの意見・立案等に関する検討・行政間の調整及び実施に関すること。
- ② 他地域との意見交換や交流会の企画立案等、活動促進に関すること。
- ③ 地域の活動状況等の広報に関すること。

### （組織運営）

第7条 「推進会議」は、会長が必要に応じ構成員を招集し開催するものとする。なお、会長は必要により構成員以外の者を出席させることができる。

- 2 「活動部会」は、部会長が必要に応じ所属する「活動団体」を招集し開催するものとし、会議に代えてメール等による情報提供を行うことができる。
- 3 「行政連絡会議」は、「行政連絡会議」の事務局が必要に応じ構成員を招集し開催するものとする。

### （広報）

第8条 「日本風景街道 熊野」の活動について広報を行うものとする。

- 2 広報はホームページ、広報誌等を作成し、地域の情報、活動状況等についての紹介を実施していくものとする。

### （活動団体の新規参加・退会）

第9条 「協議会」設立主旨に同意し、新たに「活動団体」として参加を希望する団体は、「協議会」事務局に申し出を行い、「推進会議」会長及び副会長、所属を申告した「活動部会」の部会長及び担当市町村の承認を得ることによって新規参加することができる。

- 2 「活動団体」がやむなく活動を継続できないと判断した場合は、「事務局」に退会の申し出を行い、会長の承認をもって退会が完了するものとする。また、2カ年連続で会費の納入がない場合、翌年度4月1日をもって退会となるものとする。
- 3 「活動団体」が「協議会」組織の活動団体としてふさわしくないと判断される行為や長期に渡って活動が停止される場合等においては、「推進会議」の審議により退会させることができるものとする。

(会計)

第10条 活動団体は年間1000円の会費を納入するものとする。

- 2 予算については、推進会議で決定するものとする。
- 3 会計は毎年、推進会議で決算報告を行うものとする。
- 4 決算報告は会計が作成し、会計監査の監査を求めるものとする。
- 5 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 「推進会議」の事務局は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県県土整備部道路局に置く。

- 2 「活動部会」の事務局は、各「活動部会」が別に定めるものとする。
- 3 「行政連絡会議」の事務局は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県県土整備部道路局に置く。
- 4 「推進会議」の事務局は、「協議会」の事務局を兼ねる。

(「推進会議」事務局の役割)

第12条 「推進会議」事務局は、次に掲げる役割を担うものとする。

- ① 「協議会」を組織するもののうち、「推進会議」、「行政連絡会議」の運営に関すること。
- ② 「協議会」を組織するもののうち、「活動部会」の運営の補助に関すること。
- ③ 各「活動部会」の活動に必要な情報並びに資料の提供に関すること。
- ④ 各「活動部会」からの要請に基づく、必要な支援並びに助言及びアドバイザー等の派遣に関すること。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は「推進会議」で定めるものとする。

- 2 この会則の定めに改訂の必要が生じた場合は、「推進会議」に諮り改訂することができるものとする。

附則

平成18年	3月20日	施行
平成18年	10月15日	改訂
平成20年	3月23日	改訂
平成23年	3月27日	改訂
平成24年	7月13日	改訂
平成27年	1月27日	改訂
平成28年	5月25日	改訂